

トゲのある花を抱いて身を傷けるな

今や鑛業所の連中は全く平靜な常識を失つて、半狂乱の態である。何をやり出し、何をいひ出すか知れない。氣の毒にも半氣狂いのやつたり、云つたりすることだ、吾々は大抵のことは大目に見のがしてやる。けれども、なまじつが、住友といふ大看板を掲げて世間にノヤバツテ居る以上は、半氣狂だからとて、許されること、許されないことがある。

法規の背叛者

鑛夫勞役扶助規則の中には立派に「労働者が負傷シ疾病ニ罹ツタ時ハ資本家ハ自己ノ費用ヲ療養ヲ施シ療養ニ必要ノ費用ヲ負担セナケレバナラン」又「療養開始後三ヶ年経過シテモ負傷ハ疾病ガ治癒セナイ時ハ賃金百七十日分以上ノ扶助料ヲ出シテ扶助ヲ打切ルコトガデキル」と云ふ條項がある。されば労働者は負傷又は病氣が癒るまでは大威張りて治療せしめる権利があるのだ。而して三年経つても癒らない時に始めて、百七十日分以上住友の規定は別として「の扶助料を資本家が出すといふ場合に治療打切の問題が起つてくるのだ。今度の住友の治療打切の理由の如く「醫師が自己の手におへないから打切云々」といふが如きは全く法規に背した處置である。若し自分の手におへなかつたならば、住友の費用で大病院へ送るなり、温泉療法を講ずるなりせなければならぬ。ない義務があるのだ。それを治療打切が恰も自分の権利でもあるかのやうに平氣で居るといふのは、住友が負傷者や病人を療養するのは、まるで、労働者に對する恩恵であるかの如くに間違つた考へをもつてゐるからである。かういふ潜越な、法規の精神を無視した態度を平常から取つてゐたのが、今度の公傷者に對する治療打切といふ暴虐な昔の専制暴君でもようやらない惨忍な壓制な處置となつて現はれたのである。見よ、治療を打ち切られた人の中には素人眼にも生々しい傷をもつてゐるものがあるではないか、鬼のような労働課の連中でも、人間の力をおぼつてゐると見へて、その事實を認めてゐる。而してそれは僅かに二三人に過ぎないと辯明してゐる。諸君、尊い人の身に關することだ、一人ならよい百人なら悪いといふ法はない。一人殺しても殺人罪なら百人殺しても矢張り殺人罪である。數の多い少ないによつて、その罪を免がるべきでない。而して彼等は自分等の都合によつて何時でも斯の惨虐な行爲をやるのだ、今は組合員が悪くて悪くてたまらんから、組合員だけに對してやつたのであるが、時が廻つて何時誰に對してやらんとも限らない。折角國家が法規の力で保護してくれるにも抱らず、一資本家の爲に蹂躪されるとすれば、労働者は果して何を頼りに生きて行のた。吾々は斷じて斯の如き不當な處置を承認することはできない、飽まで法規の命ずる處に依つて、與へられたる當然の權利を主張するものである。諸君、今日は人の身、明日は吾が身の上によりかゝる災難とばかり諦めて居られようか。諸君、自己の安全のために、法規の力を發揮せしめるやうに努力せよ。斯の惨忍な公傷患者に對する治療打切の問題が世上に於いて、批難されるや、鑛業所の連中は頻りに仮病云々と百方辨を弄して、山の事情に暗い人々をゴマカシてゐる。諸君、彼等が斯る辨を弄するのは、彼等の勝手であるといへ、實に全山六百の公傷患者を侮辱するの甚しきものといはなければならぬ。彼等は別子銅山が全國の鑛山に類例を見ないほど、軟弱な地盤である。こゝを百も承知してゐる。従つて他の鑛山に例を見ないほど、負傷者が澤山出ることを知つてゐる。けれども、彼等は未だ山の地盤が他に比して非常に軟かであるといふことは、一言半句もいつてはゐない。即ち彼等は負傷者の多い原因を押しかくして、只負傷者の多いことばかり云つてゐる。これが果して公明な態度と云へるだらうか。又、誰がすき好んで自ら吾身にケカさせる馬鹿があるか、吾々は彼等に對して「我身をツメツテ人の痛さを知れ」の言葉を味はせなければならぬ。吾々が常に叫んでゐるのは、ケガしてからの手當よりも、ケガの原因を取除くために充分な設備をせよ云ふことである。ケガの原因を除く設備をしてくれと叫ぶ吾々が無理か、原因をその儘にして置いて、只、負傷者が多いと叫ぶ會社の連中が無理か、直ちに判斷がつくではないか。不安な、危険な、坑内に働く兄弟諸君、お耳の考へようではないか。再びくり返して云ふ。毒の入つたミツを甘さにシラレテなめる勿れ、美しいからといつてトゲのある花を抱く勿れ。傭人の口車にのるなかれ。

大正十五年二月廿八日

愛媛縣新居郡角野村

別子労働争議團

日本労働総同盟 別子鑛山支部